

兵庫県公報

平成21年10月30日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 行政組織規則の一部を改正する規則（人事課）	1
告 示	
○ 政策室に置く課長、本庁の課に置く室長、本庁の課に置く参事、県民局の室に置く参事及び 県民局の事務所に置く参事の名称を定める規程の一部を改正する規程（人事課）	1

公布された法令のあらまし

●行政組織規則の一部を改正する規則（規則第62号）

平成21年台風第9号による災害からの河川に係る復興事業が本格化することに伴い、光都土木事務所における同事業を着実に進めるため、河川復興事業課の体制を強化するとともに、所要の整備を行うこととした。

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第62号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則（昭和36年兵庫県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第87条の16第6項中「河川復興事業課」を「河川復興室を置き、同室に復興用地対策課、復興事業第1課、復興事業第2課及び復興事業第3課」に改める。

附則第2条の表武庫川企画調整課の項の次に次のように加える。

光都土木事務所河川復興室	平成25年3月31日
--------------	------------

附 則

この規則は、平成21年11月1日から施行する。

告 示

兵庫県告示第1131号の2

政策室に置く課長、本庁の課に置く室長、本庁の課に置く参事、県民局の室に置く参事及び県民局の事務所に置く参事の名称を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

政策室に置く課長、本庁の課に置く室長、本庁の課に置く参事、県民局の室に置く参事及び県民局の事務所に置く参事の名称を定める規程の一部を改正する規程

政策室に置く課長、本庁の課に置く室長、本庁の課に置く参事、県民局の室に置く参事及び県民局の事務所に置く参事の名称を定める規程（平成16年兵庫県告示第476号の5）の一部を次のように改正する。

別表県民局の室及び事務所に置く参事の部西播磨県民局の款光都土木事務所の項中
「高速道路参事 復興担当参事 を
まちづくり参事」

「高速道路参事
まちづくり参事」に改める。

附 則

この告示は、平成21年11月 1 日から施行する。